

市第63号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザの指定管理者を指定する。

令和元年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見市場 地域ケアプラザ	鶴見区北寺尾四 丁目21番20号	社会福祉法人大樹 理事長 山 本 一 郎	令和2年4月1日か ら令和7年3月31日 まで
横浜市別所地域 ケアプラザ	南区大岡五丁目 13番15号	社会福祉法人横浜太陽会 理事長 島 村 和 子	横浜市別所地域ケア プラザの供用開始の 日から令和7年3月 31日まで
横浜市日限山地 域ケアプラザ	港南区下永谷四 丁目21番10号	社会福祉法人同塵会 理事長 松 井 住 仁	令和2年4月1日か ら令和7年3月31日 まで
横浜市今宿西地 域ケアプラザ	保土ヶ谷区上菅 田町1,723番地 の1	社会福祉法人清光会 理事長 大 矢 直 子	同

提 案 理 由

横浜市鶴見市場地域ケアプラザ等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）